

## 昭和五十年法律第六十七号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 住宅市街地の開発整備の方針等（第四条・第四条の二）
- 第三章 土地区画整理促進区域（第五条—第九条）
- 第四章 特定土地区画整理事業（第十条—第二十三条）
- 第五章 住宅街区整備促進区域（第二十四条—第二十七条）
- 第六章 住宅街区整備事業（第二十八条—第三十二条）
- 第一節 総則（第二十九条—第三十二条）
- 第二節 施行者
- 第一款 個人施行者（第三十三条—第三十六条）
- 第二款 住宅街区整備組合（第三十七条—第五十一条）
- 第三款 都府県及び市町村（第五十二条—第五十七条）
- 第四款 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社（第五十八条—第六十二条）
- 第三節 住宅街区整備事業の施行
- 第一款 通則（第六十三条—第七十一条）
- 第二款 換地計画（第七十二条—第八十二条）
- 第三款 仮換地の指定、換地処分、減価補償金、清算及び権利関係の調整（第八十三条—第八十九条）
- 第四款 宅地の立体化手続の特則（第九十条）
- 第五節 費用の負担等（第九十一条—九十四条）
- 第六章 の一 都心共同住宅供給事業（第一百一条の二—第一百一条の十五）
- 第七章 雑則（第一百二条—第一百九条の二）
- 第八章 罰則（第一百十条—第一百二十一条）
- 附則
- 第一章 総則（目的）

**第一条** この法律は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給を促進するため、住宅市街地の開発整備の方針等について定めるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設並びに都心共同住宅供給事業について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もつて大都市地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。  
(定義)

**第二条** この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 大都市地域 都の区域（特別区の存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。
- 二 市街化区域 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。
- 三 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）による土地区画整理事業をいう。
- 四 住宅街区整備事業 この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更、公共施設の新設又は変更及び共同住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

五 都心共同住宅供給事業 居住に関する機能の低下を来している大都市地域内の都心の地域及びその周辺の地域のうち、居住に関する機能の向上が必要なものとして国土交通省令で定める土地の区域において、この法律で定めるところに従つて行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業、集会施設、購買施設その他の共同住宅の入居者の共同の福祉又は利便のため必要な施設（第一百一条の二第二項及び第一百一条の三において「関連公益的施設」という。）の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

六 公共施設 土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。

七 宅地 土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

八 借地権 借地借家法（平成三年法律第九十号）第一条第一号に規定する借地権をいう。

九 農地等 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第二条第一号に規定する農地等をいう。

十 集合農地区 農地等を集合すべき土地の区域をいう。

十一 義務教育施設用地 義務教育施設の用に新たに供すべき土地又はその代替地をいう。

十二 公営住宅等 地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（国及び関係地方公共団体の責務）

**第三条** 国及び関係地方公共団体は、大都市地域における住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに基づき、新たに必要となる住宅及び住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地の開発整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び関係地方公共団体は、前項に定めるもののほか、大都市地域における土地の有効な利用を促進し、並びにその投機的取引を抑制して住宅及び住宅地の供給の促進を図るために、必要な税制上の措置その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第二章 住宅市街地の開発整備の方針等**

（住宅市街地の開発整備の方針）

**第四条** 大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定するものにおいては、都市計画に、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めるよう努めるものとする。

1 当該都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

2 当該都市計画区域のうち次のイ又はイ及びロに掲げる地区並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要

イ 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

ロ 市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適當と認められる都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区

3 住宅市街地の開発整備の方針は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画のうち同条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に適合するよう定めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項の住宅市街地の開発整備の方針に従い、同項第二号の地区における良好な住宅市街地の開発整備を促進するため、第五条第一項の規定による土地区画整理促進区域、都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画その他の都市計画の決定、住宅市街地の開発整備に関する事業の実施、良好な住宅市街地の開発整備に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(監視区域の指定)

**第四条の二** 都府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長は、前条第一項第二号の地区のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

**第三章 土地区画整理促進区域**

(土地区画整理促進区域に関する都市計画)

**第五条** 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都

市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。

一 良好な住宅市街地として一体的に開発される自然的条件を備えていること。

二 当該区域が既に住宅市街地を形成している区域又は住宅市街地を形成する見込みが確実である区域に近接していること。

三 当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。

四 ○・五ヘクタール以上の規模の区域であること。

五 当該区域の大部分が次のイ又はロに掲げる地域又は区域内にあること。

イ 都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一

ロ 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画(当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針

において住宅市街地を開発することが定められているものに限る。)が定められている区域

のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められている区域(当該

地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法(昭和二十五年法律第二百一

号)別表第一(一)項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、

同法第六十八条の二第二項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表(一)項に

掲げる建築物を建築してはならないことが定められているものに限る。)

六 土地区画整理促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事

項のほか、住宅市街地としての開発の方針を定めるよう努めるものとする。

七 都府県又は市町村は、土地区画整理促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な住

宅市街地として開発するために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

(宅地の所有者等の責務)

**第六条** 土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、土地区画整理事業を施行する等により、当該土地区画整理促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

(建築行為等の制限)

**第七条** 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築

をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事(市の区域内にあつて

は、当該市の長。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

イ 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ一 主として住宅の建設の用に供する目的で行う○・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

イ 前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

#### 第四章 特定土地区画整理事業

(特定土地区画整理事業)

**第十一条** 土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）については、土地区画整理法及びこの章に定めるところによる。

（市町村の責務等）

**第十二条** 市町村は、土地区画整理促進区域内の土地で、当該土地区画整理促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定による告示の日から起算して二年以内に土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第五十一条の二第一項の規定による認可又は第七条第二項第一号イに該当する行為についての同条第一項の規定による許可がされないものについては、施行の障害となる事由がない限り、特定土地区画整理事業を施行するものとする。

**第十三条** 市町村は、土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者から当該区域内の土地について特定土地区画整理事業を施行すべき旨の要請があつたとき、土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が特定土地区画整理事業を施行することが困難又は不適当であると認められるときは、前項の期間内であつても、特定土地区画整理事業を施行することができる。

3 前二項の場合において、都府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による特定土地区画整理事業を施行することができる。当該特定土地区画整理事業が独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社の施行することができるものであるときは、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社についても、同様とする。

（施行地区）

**第十四条** 特定土地区画整理事業の事業計画においては、特定土地区画整理事業を施行する土地の区域（以下この章において「施行地区」という。）は、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての特定土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。（共同住宅区）

**第十五条** 特定土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、共同住宅の用に新たに供すべき土地の区域（以下この章において「共同住宅区」という。）を定めることができる。

**第十六条** 共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集団的に建設されることを望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

（共同住宅区への換地の申出等）

**第十七条** 前条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模（次条において「指定規模」という。）のものの所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に、特定土地区画整理事業を施行する者（以下この章において「施行者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を共同住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地についての共同住宅の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

1 事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

2 事業計画の変更により新たに共同住宅区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

3 事業計画の変更により從前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い共同住宅区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

2 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る宅地についての換地を共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので政令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

3 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（宅地の共有化）

**第十八条** 第十三条规定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が指定規模に満たないものの所有者は、前条第一項の期間内に、施行者に對し、換地計画において当該宅地について換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地に他人の権利（建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。）の目的となつている建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

3 前項の規定による申出は、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地の地積の合計が指定規模となるよう、数人共同してしなければならない。

4 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出の手続が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定めるべき宅地として指定し、当該申出の手續が前項の規定に違反していると認めるとき、又は当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。前条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

一 建築物その他の工作物（容易に除却することができるもので政令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存しないこと。

（共同住宅区への換地等）

**第十九条** 第十四条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を共同住宅区内に定めなければならない。

3 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めないで、共同住宅区内の土地の共有持分を与えるよう定めなければならない。

2 前項の規定により換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算についての、土地区画整理法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第八十九条の四若しくは第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定められる土地」とあるのは、「及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第十六条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。

4 第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるよう定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第百三十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

		(集合農地区)
第十七条	特定土地地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、集合農地区を定めることができる。	2 集合農地区は、施行地区的面積のおおむね三十パーセントを超えない範囲内において、次に掲げる要件に該当する土地の区域又は特定土地地区画整理事業の施行により次に掲げる要件に該当することとなると認められる土地の区域について定めなければならない。
第十八条	公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等(生産緑地法第二条第二号に規定する公共施設等をいう。)の敷地の用に供する土地として適している一團の農地等の区域であること。	3 二 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。
第十九条	特定土地地区画整理事業を施行しようとする者(市町村を除く。)は、事業計画において集合農地区を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聽かなければならない。	三 おおむね五百平方メートル以上の規模の区域であること。
第二十条	特定土地地区画整理事業を施行しようとする者(市町村を除く。)は、事業計画において集合農地区を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聽かなければならない。	4 特定土地地区画整理事業を施行しようとする者(市町村を除く。)若しくは土地地区画整理組合を設立しようとする者又は施行者(市町村を除く。)は、事業計画において集合農地区を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聽かなければならない。

		者の受ける利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。
第二十一条	土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する特定土地地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用又は医療施設、社会福祉施設、教養文化施設その他の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設で国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの(公共施設を除く。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。	2 第二項の義務教育施設用地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に關し特別の定めをすることができる。
第二十二条	土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において定めをしようとする場合について、同法第四百四十九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。	3 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において定めをしようとする場合について、同法第四百四十九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。
第二十三条	土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この章の規定による処分及び決定について準用する。	4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この章の規定による処分及び決定について準用する。
第二十四条	大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。	2 特定土地地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百二十三条から第二百二十六条まで、第二百二十七条の二、第二百二十九条、第二百四十四条及び第二百四十五条の規定の適用については、この章の規定は、同法の規定とみなす。
第二十五条	住宅街区整備促進区域(住宅街区整備促進区域に関する都市計画)	3 一 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内で、かつ、当該区域の大部分が次のイ又はイ及びロに掲げる地域又は区域内にあること。
第二十六条	義務教育施設用地	イ 都市計画法第八条第一項第一号の第一種中高層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域
(1)	特定土地地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する	ロ 次の(1)又は(2)に掲げる地域又は区域



八 事業年度	九 公告の方法
町村と協議の上、これらの規定による住宅街区整備事業を施行することができる。 (住宅街区整備事業に関する都市計画)	十 その他政令で定める事項 (事業計画)
<b>第三十一条</b> 都市計画法第十二条第二項の規定により住宅街区整備事業について都市計画に定めるべき施行区域は、住宅街区整備促進区域内の土地の区域でなければならない。	<b>第三十五条</b> 第三十三条第一項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間、資金計画、施設住宅を建設すべき土地の区域（以下この章において「施設住宅区」という。）及び施設住宅内の住宅の予定戸数を定めなければならない。
2 住宅街区整備事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに施設住宅の建設に関する計画を定めるものとする。	2 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めることができる。
3 住宅街区整備事業に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。 一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。 二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な居住環境のものとなるよう定めること。	一 建築物その他の工作物の敷地として利用されている宅地又はこれに準ずる宅地についての換地を定めるべき土地の区域（以下この章において「既存住宅区」という。）
三 施設住宅の建設に関する計画は、宅地の有効な利用及び中高層住宅に係る良好な住居の環境の確保を考慮して、施設住宅が都市計画上当該区域にふさわしい容積を備え、かつ、その敷地内に相当の空地を有するものとなるよう定めること。 (都市計画事業として施行する住宅街区整備事業)	二 集合農地区
四 都市計画法第六十条から第七十四条までの規定は、都市計画事業として施行する住宅街区整備事業には適用しない。	3 事業計画においては、施行地区は、施行区域の内外にわたらないのであつて、その面積が〇・五ヘクタール以上で、かつ、当該住宅街区整備促進区域内の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないものとなるよう定め、事業施行期間は、適切に定め、施設住宅区の面積は、施行地区的面積のおおむね四十パーセント以上となるよう定め、施設住宅内の住宅の規模は、住宅を必要とする勤労者の居住の用に供するのにふさわしいものとなるよう定めなければならない。
五 第二十九条第一項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者があつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者については規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その住宅街区整備事業の施行について都府県知事の認可を受けなければならない。	4 第十七条第二項及び第三項の規定は、事業計画において集合農地区を定める場合について準用する。
六 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行われしようとする者があらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならぬ。	5 事業計画は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合し、かつ、公共施設その他の施設又は住宅街区整備事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。
七 都府県知事は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならぬ。	6 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。 (土地区画整理法の準用)
八 第二十九条第一項の規定による施行者（以下この章及び第八章において「個人施行者」といへばべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならぬ。）が施行区域内の土地について施行する住宅街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。	<b>第三十六条</b> 土地区画整理法第七条の規定は第三十三条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第九条から第十三条まで（第九条第二項及び第十三条第二項を除く。）の規定は第二十九条第一項の規定による住宅街区整備事業について準用する。
九 規準又は規約（規準又は規約）	<b>第三十七条</b> 第二十九条第二項に規定する住宅街区整備組合（以下この章において「組合」といへば）を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その組合の設立について都府県知事の認可を受けなければならない。
一〇 第二十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。	二 第三十三条第二項及び第三項の規定は、都府県知事が前項の規定による認可をしようとする場合について準用する。
一一 第二十九条第一項の規定又は規約には、次の各号（規準にあつては、第五号から第七号までを除く。）に掲げる事項を記載しなければならない。 一 住宅街区整備事業の名称	三 組合が施行区域内の土地について施行する住宅街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第三十三条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。
一二 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称	四 二 事業の範囲
一三 住宅街区整備事業の範囲	三 事業の範囲
一四 事務所の所在地	四 事務所の所在地
一五 費用の分担に関する事項	五 参加組合員に関する事項
一六 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法	六 会議に関する事項
一七 会議に関する事項	

六 費用の分担に関する事項  
 七 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項  
 八 総会に関する事項  
 九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項  
 十 事業年度

十一 告知の方法  
 十二 その他政令で定める事項

(事業計画) 第三十五条の規定は、第三十七条第一項の事業計画について準用する。

(組合の法人格)

第四十条 組合は、法人とする。  
 (名称の使用制限)

第四十一条 組合は、その名称中に住宅街区整備組合という文字を用いなければならない。  
 2 組合でない者は、その名称中に住宅街区整備組合という文字を用いてはならない。  
 (組合員)

第四十二条 組合が施行する住宅街区整備事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。  
 2 土地区画整理法第二十五条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(参加組合員)  
 (組合の組織)

第四十三条 前条第一項に規定する者のか、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他の住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

(総会の組織)  
 (組合の総会)  
 (総会の議決事項等)

第四十四条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。  
 (総会の議決事項等)

第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。  
 1 定款の変更  
 2 事業計画の変更  
 3 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法  
 4 経費の收支予算  
 5 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約  
 6 賦課金の額及び賦課徴収の方法  
 7 換地計画  
 8 仮換地の指定  
 9 保留地及び事業の施行により組合が取得する施設住宅の一部等の処分方法  
 10 事業の引継ぎについての同意  
 11 第百条第一項の管理規約  
 12 その他定款で定める事項

2 (総会の会議及び議事)  
 第四十六条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
 2 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同項第十号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかる。

2 (総会の部会)  
 第三十九条 第三十五条の規定は、第三十七条第一項の事業計画について準用する。  
 (組合の部会)  
 第四十一条 組合は、法人とする。  
 (名称の使用制限)  
 第四十二条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に關し、第四十五条第一項第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができる。  
 2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。  
 3 土地区画整理法第三十二条第二項から第七項まで及び第十項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、総会の部会について準用する。

わらず、組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。地区画整理法第十八条後段の規定は、この場合について準用する。

(総代会)  
 第四十七条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

1 理事及び監事の選挙及び選任  
 2 第四十六条第二項の規定に従つて議決しなければならない事項

3 第四十六条第一項並びに地区画整理法第三十二条(第九項、第十一項及び第十二項を除く。)、第三十三条(第四項ただし書を除く。)及び第三十四条第三項の規定は総代会について、同法第三十六条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、同法第三十七条の規定は総代について準用する。

(議決権及び選挙権)  
 第四十九条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。  
 2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第四十六条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。  
 3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。  
 4 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。)により議決権及び選挙権を行使することができる。  
 5 前二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第四十六条第一項(第四十七条第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。  
 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

7 6 土地区画整理法第三十八条第七項及び第八項の規定は、代理人について準用する。

(賦課金、負担金等)

**第五十条** 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に

対して金銭を賦課徴収することができる。

**第二** 参加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得するこ

ととなる施設住宅の一部等の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるた

めの分担金を組合に納付しなければならない。

**第三** 組合は、組合員が賦課金、負担金又は分担金の納付を怠つたときは、定款で定めるところによ

り、その組合員に対して過怠金を課することができる。

**第四** 土地区画整理法第四十条第二項の規定は賦課金について、同法第四十一条（第二項を除く。）

の規定は賦課金、負担金又は分担金を滞納する者がある場合について、同法第四十二条

の規定は賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。

**第五十一条** 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者につ

いて、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする

者について、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画

（資金計画に係る部分を除く。）については、国土交通省令で定めるところにより、都府県にあつ

ては国土交通大臣の、市町村にあつては都府県知事の認可を受けなければならない。

**第二** 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業を施行しよう

とするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画

（資金計画に係る部分を除く。）については、国土交通省令で定めるところにより、都府県にあつ

ては国土交通大臣の、市町村にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第二

項の規定による認可と、市町村にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定によ

る認可とみなす。第三十三条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

**第三款** 都府県及び市町村

（施行規程及び事業計画の決定等）

**第五十二条** 都府県又は市町村は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しよう

とするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画

（資金計画に係る部分を除く。）については、国土交通省令で定めるところにより、都府県にあつ

ては国土交通大臣の、市町村にあつては前項の規定による認可を除く。）、第三十八条の二、第三十九条

から第二十九条まで（第二十八条第八項及び第九項を除く。）、第三十九条の二、第三十九条

（第五項を除く。）及び第四十三条から第五十条まで（第四十五条第三項及び第五十条第二項を除

く。）の規定は組合について準用する。

**第四款** 都府県及び市町村

（施行規程及び事業計画の認可）

**第五十三条** 前条第一項の施行規程は、当該都府県又は市町村の条例で定める。

**第二** 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

**一** 住宅街区整備事業の名称

**二** 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称

**三** 住宅街区整備事業の範囲

**四** 事務所の所在地

**五** 費用の分担に関する事項

**六** 住宅街区整備事業の施行により施行者が取得する施設住宅の一部等の処分方法に関する事項

**七** 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

**八** 住宅街区整備審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に

関する事項を除く。）

**九** その他政令で定める事項

**（事業計画）**

**第五十四条** 第三十五条の規定は、第五十二条第一項の事業計画について準用する。

**（住宅街区整備審議会の設置）**

**第五十五条** 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとく、都府県又は市町村に、住宅街区整備審議会（以下この款において「審議会」という。）を置く。

2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は、審議会の設置について準用する。  
(審議会の組織)

**第五十六条** 審議会は、五人から二十人までの範囲内において、政令で定める基準に従つて施行規

程で定める数の委員をもつて組織する。

**（土地区画整理法の準用）**

**（土地区画整理法の準用）**

**第五十七条** 土地区画整理法第五十五条及び第五十八条から第六十五条までの規定は、都府県又は

市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

**（土地区画整理法の準用）**

**第五十八条** 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「地

方公社」という。）は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするとき

は、施行規程及び事業計画を定め、国土交通大臣（市の）みが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「国土交通大臣等」という。）

の認可を受けなければならない。

**（施行規程及び事業計画の認可）**

**第五十九条** 機構又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、第

三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなけれ

ばならない。

**（施行規程及び事業計画の認可）**

**第二** 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業については、機

構にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第三項の規定による承認と、

市ののみが設立した地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可と、その他の地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第二項の規定による認可とみなす。第三十三条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

**（施行規程及び事業計画）**

**第五十条** 機構又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、第

三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなけれ

ばならない。

**（施行規程及び事業計画の認可）**

**第二** 第五十三条第二項の規定は前条第一項の施行規程について、第三十五条の規定は前条第一項の

事業計画について準用する。

**（施行規程及び事業計画）**

**第五十二条** 機構又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をあつたときは、施行規程及び事業計

画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

**（施行規程及び事業計画）**

**第五十三条** 当該住宅街区整備事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該住宅街区整

備事業に關係のある水面について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程

及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過す

る日までに、都府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められ

た事項については、この限りでない。

**（施行規程及び事業計画）**

**第六** 都府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書につい

て都道府県都市計画審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを国土交通大臣に送付しなけ

ればならない。ただし、当該意見書が市ののみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画

に係るものであるときは、これを国土交通大臣に送付することを要しない。

**（施行規程及び事業計画）**

**第七** 都府県知事は、第五項の期間内に機構又は地方公社（市ののみが設立したもの）を除く。）が定め

た施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通

大臣に報告しなければならない。

**（施行規程及び事業計画）**

**第八** 国土交通大臣等は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る

修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきないと認めるときは、そ

の旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

**（施行規程及び事業計画）**

**第九** 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十

八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四

十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。)」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

10 機構又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき(政令で定める軽微な修正を除く。)は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 國土交通大臣等は、前条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、以下この項において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係都府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第八十三条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 機構又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 機構又は地方公社は、施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十項までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

(住宅街区整備審議会の設置及び組織)

第六十条 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、機構又は地方公社に住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

2 土地区画整理法第五十六条第二項から第四項までの規定は審議会の設置について、第五十六条の規定は審議会の組織について準用する。

(審議会の委員及び評議員の性質)

第六十一条 審議会の委員及び評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(土地地区画整理法の準用)

第六十二条 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、機構又は地方公社が第二十一条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

### 第三節 住宅街区整備事業の施行

#### 第一款 通則

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十三条 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、住宅街区

整備事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要的限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者となる者とする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは組合にあつては、あらかじめ、市町

村長の許可を受けた場合に限る。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が存し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

#### (障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十四条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事(市の区域内において個人施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合においては、当該市長。以下この項及び次条第二項において同じ。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となる者とする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第六十五条 第六十三条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書及び個人施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者若しくは組合にあつては、市町村長の許可証を携帯しなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第六十六条 施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十三条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 土地区画整理法第七十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害

となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事（市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長）の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する住宅街区整備事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区的変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

二 組合が施行する住宅街区整備事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

四 機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

五 土地区画整理法第七十六条第二項の規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合について準用する。

六 （既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定等）

第六十八条 施行者は、施行地区内に建築物その他的工作物（一時使用のため建設されたことが明らかなものその他政令で定める軽易なものを除く。）の敷地として利用されている宅地があるときは、当該宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を既存住宅区内に定められるべき宅地として指定しなければならない。

七 前条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告にあつては、従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することとする事業計画の変更に係るものに限る。）があつた日から起算して六十日以内に宅地の所有者から前項の規定による指定を希望しない旨の申出があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該宅地については、同項の規定による指定をしないことができる。ただし、当該宅地に存する建築物その他的工作物を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

八 施行地区内の宅地で建築物その他的工作物の敷地として利用されている宅地に準ずる宅地として規準、規約、定款又は施行規程で定めるものの所有者（第二十六条第二項第一号ロに規定する者に限る。）は、前項の期間内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地に係る宅地についての換地を既存住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

九 ただし、当該申出に係る宅地について借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

十 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地の利用上やむを得ない特別の事情があると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を既存住宅区内に定められるべき宅地として指定することができる。

十一 施行者は、第二項の規定に基づいて第一項の規定による指定をしないとき、又は第三項の規定による申出があつた場合において前項の規定による指定をしないときは、第二項の規定による申出に応ずる旨又は第三項の規定による申出に応じない旨を決定しなければならない。

十二 第一項若しくは第四項の規定による指定又は前項の規定による決定は、第二項の期間の経過後、遅滞なくしなければならない。

十三 施行者は、第一項の規定による指定をしたときは当該宅地の所有者に対し、第四項の規定による指定又は第五項の規定による決定をしたときは第二項又は第三項の規定による申出をした者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

十四 施行者は、第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。（集合農地区への換地の申出等）

十五 第六十九条 第十八条の規定は、第三十五条第二項（第三十九条、第五十四条及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において集合農地区が定められた場合

について準用する。この場合において、第十八条第一項第一号中「第七条第三項に規定する公告」とあるのは、「第六十七条第一項各号に掲げる公告」と読み替えるものとする。（申出を受理する者に関する特例）

第十七条 第二十二条の規定は、第六十八条第二項若しくは第三項の規定又は前条において準用する第十八条第一項の規定による申出の受理について準用する。この場合において、第二十二条中「土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合」とあるのは「住宅街区整備組合」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

#### （土地区画整理法の準用）

第七十二条 土地区画整理法第七十四条及び第七十七条から第八十五条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

#### 第二款 換地計画

##### （換地計画の決定及び認可）

第七十三条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならぬ。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都府県知事の認可を受けなければならない。

二 土地区画整理法第八十六条第二項から第四項までの規定は、前項の換地計画について準用する。

#### （換地計画）

##### 第七十三条 换地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

###### 一 換地設計

###### 二 各筆換地明細

###### 三 各筆各種別清算金明細

四 施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び組合の参加組合員に与えられることとなる施設住宅の一部等の明細

###### 五 前号に掲げるもののほか、保留地その他特別の定めをする土地の明細（宅地の立体化）

第六十四条 施行者は、第六十八条第一項若しくは第四項の規定により指定された宅地及び第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地以外の宅地（以下この章及び第七条第二項において「一般宅地」という。）又は一般宅地について存する借地権については、換地計画において、換地又は借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないで、施設住宅の一部等を与えるようく定めなければならない。

七 前項の場合において、一般宅地の所有権の帰属又は同項の借地権の存否若しくは帰属について争いがあることを確知したときは、当該権利が現在の名義人に属するものとして、又は当該権利が存するものとして換地計画を定めなければならない。

八 一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定によらないで金銭により清算すべき旨の申出をすることができる。

九 施行者は、前項の規定による申出があつたときは、当該宅地又は借地権については、第一項の規定にかかわらず、換地計画において施設住宅の一部等を与えるように定めないで、金銭により清算するものとする。

十 換地計画においては、組合の定款により施設住宅の一部等が与えられるように定められた参加組合員に対しては、施設住宅の一部等が与えられるように定めなければならない。

十一 第六十九条 第十八条の規定は、第三十五条第二項（第三十九条、第五十四条及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において集合農地区が定められた場合

6 換地計画においては、第一項又は前項の規定により一般宅地の所有者等に与えられるように定められる施設住宅の一部等以外の施設住宅敷地又はその共有持分は、施行者に帰属するよう定めなければならない。  
 (宅地の立体化の基準)

第七十五条 前条第一項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるように定める場合においては、一般宅地について権利を有する者相互間及び一般宅地について権利を有する者とならない。

2 一般宅地以外の宅地について権利を有する者との間の利害の衡平に十分の考慮を払わなければならぬ。

3 換地計画は、施設住宅敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。

2 一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅敷地の共有持分及び施設住宅の共用部分の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる施設住宅の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

(施設住宅の一部の床面積の適正化)

第七十六条 換地計画においては、良好な居住条件を確保し、又は施設住宅の合理的利用を図るために必要があるときは、前条第一項の規定によれば床面積が過小となる施設住宅の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。この場合において、施行者が組合であるときは総会の議決を、都府県、市町村、機構又は地方公社(第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行する場合に限る。第八十八条、第九十二条第一項及び第二項、第九十五条第一項、第九十八条第一項並びに第九十九条において同じ。)であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

3 換地計画においては、第七十四条第一項及び前条第一項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設住宅の一部を与えることとなる一般宅地又は一般宅地に存する借地権については、第七十四条第一項の規定にかかわらず、施設住宅の一部等を与えないよう定めることができる。

第七十七条 第六十八条第一項又は第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を既存住宅区内に定めなければならない。

第七十八条 第十九条の規定は、第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地について準用する。(義務教育施設用地)

第七十九条 换地計画においては、第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受ける利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 第二十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(保留地)

第八十条 第二十九条第一項又は第二項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるために定めた保留地を、教育施設、医療施設、官公署施設、購買施設のため、一定の土地(施設住宅敷地となるものを除く。次項において同じ。)を換地として定め定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

2 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の施行後の宅地の価額及び一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部の価額の合計額から施行者が住宅街区整備事業の施行により取得することとなる施設住宅敷地又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控

除した価額がその住宅街区整備事業の施行前の宅地の価額の総額を超えるときは、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

3 土地区画整理法第九十六条第三項の規定は、前項の規定により保留地を定めようとする場合について準用する。

(換地計画の変更)

第八十一条 個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第九十七条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、換地計画の変更について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 土地区画整理法第八十八条、第八十九条、第九十条から第九十二条まで、第九十四条及び第九十五条の規定は、換地計画について準用する。

2 前項中土地区画整理法第九十一条第四項及び第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第一項の規定により指定された宅地についての換地に関しては、適用しない。

3 第三款 仮換地の指定、換地処分、減価補償金、清算及び権利関係の調整

(土地区画整理法の準用)

第八十三条 土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(一般宅地の所有者等が取得する施設住宅の一部等以外の施設住宅の一部等の帰属等)

第八十四条 第七十四条第五項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定められた参加組合員は、前条において準用する土地区画整理法百三十三条第四項の規定による公告が附た日の翌日において、換地計画において定められたところにより、施設住宅の一部等を取得するものとする。

2 第七十四条第六項の規定により換地計画において定められた施設住宅敷地又はその共有持分は、前条において準用する土地区画整理法百三十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、施行者に帰属するものとする。

3 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で換地計画において施設住宅の共用部分と定められたものがあるとき、換地計画において定められた施設住宅の共用部分の共有持分が同法第十一条第一項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は換地計画において定められた施設住宅敷地の共有持分の割合が同法第二十二条第二項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないときは、換地計画中その定めをした部分は、それぞれ同法第四条第二項、第十一條第二項若しくは第十四条第四項又は第二十二条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による規約とみなす。

(保留地の処分)

第八十五条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、換地計画において住宅街区整備事業の施行の費用に充てるために定めた保留地を、教育施設、医療施設、官公署施設、購買施設その他の施設で居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要なもの又は公営住宅等の用に供されるように処分しなければならない。

(生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡)

施行者は、一般宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の一般宅地を使用し、又は収益することができる権利を有していた者(以下この条において「一般宅地の所有者等」という。)で住宅街区整備事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなるものについて生活再建のための措置を講ずる必要があるときは、規準、規約、定



(資金の融通等)

**第九十四条** 国及び地方公共団体は、施行者及び第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受けた者に対し、住宅街区整備事業の施行又は施設住宅の一部等の譲受けに必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

#### 第五節 雜則

(報告、勧告等)

**第九十五条** 國土交通大臣は都府県又は市町村に対し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者に対し、市町村長は組合又は個人施行者に対し、それぞれその施行する住宅街区整備事業に関する法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する住宅街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 國土交通大臣は、機構に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 都府県知事は、組合又は個人施行者に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(監督)

**第九十六条** 施行者に対する國土交通大臣又は都府県知事の監督については、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第二百二十四条、第二百二十五条及び第二百二十六条の規定を準用する。

(不服申立て)

**第九十七条** 次に掲げる处分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

一 第三十七条第一項又は第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の規定による認可

二 第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第三項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

三 都府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

四 第五十二条第一項又は第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

五 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による認可

六 第五十八条第一項又は第五十九条第十四項の規定による認可

七 第五十九条第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による通知

八 第八十二条第四項(第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知

**第九十八条** 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、機構又は地方公社がこの法定による認可

2 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

(技術的援助の請求)

**第九十九条** 個人施行者となるとする者若しくは個人施行者又は組合を設立しようとする者若しくは組合は都府県知事及び市町村長に対し、市町村は國土交通大臣及び都府県知事に対し、住宅

街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ住宅街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

**第一百条** 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、機構又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約に付いて都府県知事の認可を受けなければならない。

**第一百一条** 土地区画整理法第二百二十八条から第二百三十条まで及び第二百三十二条から第二百三十六条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

#### 第六章の二 都心共同住宅供給事業

(計画の認定)

**第一百一条の二** 都心共同住宅供給事業を実施しようとする者は、國土交通省令で定めるところにより、都府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 都心共同住宅供給事業を実施する区域

二 共同住宅の規模及び配置

三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

一 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

二 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

三 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

一 分譲住宅の譲受人の資格に関する事項

二 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

三 共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行ふ場合にあつては、次に掲げる事項

一 関連公益的施設の種類、規模及び配置

二 関連公益的施設の整備の事業に関する資金計画

八 その他の國土交通省令で定める事項

(認定の基準)

**第一百条の三** 都府県知事は、前条第一項の認定(以下この章において「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該

二 建築物の敷地面積が國土交通省令で定める規模以上であること。

三 住宅の戸数が國土交通省令で定める戸数以上であること。

四 共同住宅の建設及び関連公益的施設の整備に関する計画内容が良好な居住環境の確保のため適切なものであること。

五 共同住宅の建設の事業に関する資金計画及び関連公益的施設の整備の事業に関する資金計画がそれぞれの事業を確実に遂行するため適切なものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるもので

あること。

ハ 賃貸住宅の賃借人の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正

に定められるものであること。

二 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上である

こと。

七 住宅が分譲住宅である場合には、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているも

のこと。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ 分譲住宅の価額が近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであるこ

と。

ハ 分譲住宅の譲受人の選定方法その他の譲渡の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正

に定められるものであること。

ニ 譲渡後の分譲住宅の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第

七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

ト。国土交通省令で定める基準に従つて行われるものであること。

(計画の認定の通知)

第一百四 条 都府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知

しなければならない。

(計画の変更)

第一百五 条 計画の認定を受けた者は、当該計画の認定を受け

た第一百一条の二第一項の計画(以下この章において「認定計画」という。)の変更(国土交通省

令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都府県知事の認定を受けなければなら

ない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の微収)

第一百六 条 都府県知事は、認定事業者に対し、都心共同住宅供給事業の実施の状況について報

告を求めることができる。

(地位の承継)

第一百七 条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から都心共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他都心共同住宅供給事業に必要な権原を取得した者は、都府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができ

る。(改善命令)

第一百八 条 都府県知事は、認定事業者が認定計画(第一百一条の五第一項の規定による変更の認

定があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。)に従つて都心共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善

に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第一百九 条 都府県知事は、認定事業者が前条の規定による处分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(費用の補助)

第一百四 条の四の規定は、都府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

2 第百一条の十 國は、認定事業者である地方公共団体に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 地方公共団体は、認定事業者に対して、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

3 國は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(国又は地方公共団体の補助に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額)

第百一条の十一 認定事業者は、前条第一項又は第二項の規定による補助に係る都心共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合には、国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

3 認定事業者は、前条第一項又は第二項の規定による補助に係る都心共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

2 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合には、国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

(土地地区画整理促進区域等における公有水面の取扱い)

**第一百二条** 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による埋立ての免許を受けた者がいる場合には、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。

(許可の条件)

**第一百三条** 第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可には、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(監督処分)

**第一百四条** 都府県知事(第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市長の許可を受けなければならない場合には、当該市の長。次項において同じ。)は、第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に對して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

2 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができ。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

3 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを持続しなければならない。

(権限の委任)

**第一百四条の一** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(大都市等の特例)

**第一百五条** この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十一条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令で定めることにより、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(生産緑地地区に関する都市計画についての要請)  
この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十一条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令で定めることにより、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

**第一百六条** 特定土地地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永

小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に対する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべきことができる。

2 特定土地地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、前項の規定による申出があつたときは、第十八条第四項(第六十九条において準用する場合を含む。)において準用する第十四条の規定による公告と併せて、その旨を公告しなければならない。

3 特定土地地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、集合農地区内の土地の区域で、生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区に関する都市計画に関する基準に適合し、かつ、当該土地の区域内の宅地に対応する從前の宅地の所有者のすべてから第一項の規定による申出があつたものについては、国土交通省令で定めるところにより、都市計画に同条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

**第一百七条** 土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内の農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するものを除く。)を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

2 次の各号の一に該当する者が、賃貸住宅の用に供するため、第八十六条の規定により施設住宅の一部等を譲り受けの場合において、当該賃貸住宅(その者が第八十八条において準用する土地区画整理法第二百四条第七項の規定又は第九十条第二項の規定により取得する施設住宅の一部で賃貸住宅の用に供されるものを含む。以下この項において同じ。)の規模、構造及び設備が農地所持者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、その者を同条第一号の一に該当する者と、当該施設住宅の一部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸住宅の建設とみなして、同法の規定を適用する。この場合においては、当該施設住宅の一部等の譲受けの資金について同法第二条第一項の規定により利子補給契約が結ばれたときは、当該賃貸住宅のうち、第八十三条において準用する土地区画整理法第二百四条第七項の規定又は第九十条第二項の規定により取得された施設住宅の一部は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住宅とみなす。

1 農地等である一般宅地を所有していた個人(当該一般宅地に關し第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた後に相続又は遺贈によらないで当該一般宅地を取得した者を除く。)

2 その他農地等である一般宅地を所有していた者で政令で定めるもの認定事業者が、第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域内の農地を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、政令で定める戸数以上の賃貸住宅が建設されるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(指導及び助言)  
3 認定事業者が、第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域内の農地を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、政令で定める戸数以上の賃貸住宅が建設されるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(指導及び助言)  
この法律における土地区画整理法の準用について必要な技術的読替えその他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)  
都府県及び市町村は、土地地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するため必要があると認めるときは、これらの区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に對し、良好な住宅市街地の開発又は良好な住宅街区の整備に関する事項について指導及び助言を行うものとする。

**第一百八条** 都府県及び市町村は、土地地区画整理事業を施行する第一号法定受託事務とする。都府県が第五十九条第六項及び第七項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する土地地区画整理

法第七十六条第二項並びに第百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したもの）を除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十二条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十二条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされる（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したもの）を除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する法定受託事務とする。

一 第三十三条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十一条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段及び同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十二条において準用する同法第七十七条第八項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十二条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務

二 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第十二項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十二条において準用する土地区画整理法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

## 第八章 罰則

**第一百十条** 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）又は住宅街区整備組合の役員、総代若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に關して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

3 個人施行者等がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を徴収する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**第一百十二条** 第六十三条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

**第一百十三条** 第百四条第一項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

**第一百十三条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百一条の十第一項又は第二項の規定による補助を受けた認定事業者で、当該補助に係る都心共同住宅供給事業により建設される住宅についての百一条の八の規定による都府県知事の处分に違反したもの

二 第百一条の十一第一項又は第三項の規定に違反した者

**第一百十三条の三** 第百一条の六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第一百十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人（業務又は財産に関して百十二条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。）を譲り渡したとき。

**第一百十五条** 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十二条第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又はき損した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第一百十六条** 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者又はその行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一 第八十七条第一項の規定に違反して、届出をしないで施設住宅の一部等（第二十八条第七号に規定する施設住宅の一部等をいう。以下この条において同じ。）を譲り渡したとき。

二 第八十七条第一項に規定する届出について、虚偽の届出をしたとき。

三 第八十七条第六項の規定に違反して、同項に規定する期間内に施設住宅の一部等を譲り渡したとき。

**第一百十七条** 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第二項若しくは第十三条第三項の規定又は第一百一条において準用する同法第一百二十八条第三項の規定に違反したとき。

二 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十四条第一項の規定による都府県知事の検査を妨げたとき。

三 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十四条第一項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。

**第一百十八条** 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業以外の事業を営んだとき。

二 第五十二条において準用する土地区画整理法第三十九条第三項、第四十五条第四項若しくは第五十条第五項の規定又は第一百一条において準用する同法第一百二十八条第三項の規定に違反したとき。

三 第五十二条において準用する土地区画整理法第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第五十二条において準用する土地区画整理法第四十八条の規定に違反して住宅街区整備組合の残余財産を処分したとき。

五 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十五条第一項又は第二項の規定による都府県知事の検査を妨げたとき。

六 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十五条第三項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。



区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第三条** この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関する場合は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日。次条、附則第五条及び附則第十八条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

**第十八条** この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一から五まで 略  
六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法  
（施行期日等）  
**附 則** （平成五年五月六日法律第三四号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行し、附則第六条の規定による改正後の都市開発資金金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）の規定は、平成五年度の予算から適用する。ただし、第一条（土地区画整理法の目次の改正規定中「第一百二十一条の二」を「第一百二十二条」に改める部分、同法第二十一条の二を削る改正規定及び同法第三百三十六条の二の改正規定を除く。）、第二条のうち都市開発資金の貸付けに関する法律第一条に一項を加える改正規定中同条第二項第一号に係る部分及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から起算して三年を経過する日までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

（施行期日）  
**附 則** （平成五年五月六日法律第三四号）抄

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。  
(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)  
**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場合には、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例によること（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）又はこれらそのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)  
（施行期日）  
**附 則** （平成六年六月二九日法律第四九号）抄

**第十五条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

**附 則** （平成七年三月一日法律第一五号）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成一〇年六月二日法律第八六号）抄

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一一年六月一六日法律第七六号）抄

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二十二条の規定（公布の日）

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
**第一百四十五条** 施行日前に第四百四十七条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条第一項の規定により市町村に対してもされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定により市町村からされている認可の申請は、それぞれ第四百四十七条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)  
(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公団体の事務（附則第一百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定に改められたもの）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改められた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の

れの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第二百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

**附 則** (平成一一九年五月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

**第二十二条** この法律の施行の際現に旧大都市地域住宅等供給促進法の規定により旧都市計画法第七条第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針において定められてい

る住宅市街地の開発整備の方針（附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に旧都市計画法第七条第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針において定められたものを含む。）は、前条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定により定められた住宅市街地の開発整備の方針とみなす。

**第一条** 附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月一日法律第一四五七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年四月二七日法律第三四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月二九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施

行する。



第七条第一項、第八条第一項若しくは第五項（旧大都市住宅等供給法第二十七条においてこれら  
の規定を準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十七条规定  
により都府県知事に対して行つてゐる許可の申請その他の行為で、第百三十一條の規定  
による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下この  
条において「新大都市住宅等供給法」という。）第七条第一項、第八条第一項、第二項若しくは  
第五項（新大都市住宅等供給法第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二  
十六条第一項、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する新土地区画  
整理法第七十六条第二項又は第一百四条第一項若しくは第二項の規定により市長が行うこととなる  
事務に係るものは、それぞれこれららの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市  
長に対し行つた許可の申請その他の行為とみなす。

第三百三十一条の規定の施行の際現に効力を有する旧大都市住宅等供給法第六十五条第二項の都  
府県知事の許可証で新大都市住宅等供給法第六十四条第一項の規定により市長が行うこととなる  
許可に係るものは、当該市長に係る新大都市住宅等供給法第六十五条第二項の許可証とみなす。

第三百三十一条の規定の施行前に都府県知事がした旧大都市住宅等供給法第七条第一項又は第二  
十六条第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手続については、第一  
項及び新大都市住宅等供給法第八条第一項から第三項まで（新大都市住宅等供給法第二十七条に  
おいて準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

**附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日  
（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄**

二 目次の改正規定（「第二節 中核市に関する特例／第三節 特例市に関する特例／」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に「一条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月

**第五十二条** 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置の供給の促進に関する特別措置法第百五十三条の規定の適用については、同条中「及び地方自治法」とあるのは「地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市(以下

